

次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し

くるみんマーク取得をめざしましょう!

くるみんマークを取得するには？

次の認定要件を満たし、労働局に会社からの申請により、厚生労働大臣の認定を受けると取得することができます。

※ 事前に一般事業主行動計画を策定し、その届出を労働局に提出する必要があります。



次世代認定マーク(愛称:くるみん)

認定要件は？

以下の要件を全て満たした企業がくるみんマークを取得できます。

- 「雇用環境の整備」に関する目標(育児休業に関する制度の周知など)を含む行動計画(2年以上5年以下)を策定・公表・労働者への周知を行い、**全ての目標を同計画期間中に達成したこと。**
- 3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者を対象とした勤務時間短縮の措置等を講じていること。
- 所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを実施していること。
- 同計画期間内に男性の育児休業取得者がおり、かつ女性育児休業取得率が70%以上だったこと。

従業員数が300人以下の事業主の特例

1. 男性の育児休業者等がいなかった場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。
 - ① 計画期間内に、1歳以上の子の看護休暇を取得した男性がいること。
 - ② 計画期間内に、小学校就学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置を利用した男性がいること。
 - ③ 計画開始前3年以内に、育児休業等を取得した男性がいること。
2. 女性の育児休業等取得率が70%未満でも、計画期間と開始前の最長3年間を合わせて70%以上であれば基準を満たします。

- 関係法令に違反する重大な事実がないこと。

取得のメリットは？

- 企業イメージの向上、労働者のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着などが図られます。
- **認定企業に対する税制優遇制度**が創設されました!

くるみんマークを取得した企業は、行動計画開始日から認定を受けた日を含む事業年度終了日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において普通償却限度の32%の割増償却ができます。(平成23年度から)

くるみんマークの活用方法は？

例えば… 商品、広告、名刺、車両、封筒、求人広告などに表示することにより、子育てサポート企業であることを県内外にアピールすることができます。

くるみんマーク取得のご相談、お問合せは…

岩手労働局雇用均等室 TEL 019-604-3010